

昭和四十一年政令第三百七十六号

建国記念の日となる日を定める政令

内閣は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民の祝日に関する法律第二条に規定する建国記念の日は、二月十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。